○経済産業省令第四十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十八章　最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計	**第十八章**　最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計
第一節　最大需要電力計の検定	**第一節**　最大需要電力計の検定
第一款　構造に係る技術上の基準	**第一款**　構造に係る技術上の基準
第一目　表記事項	**第一目**　表記事項
（表記）	（表記）
第六百五十六条　最大需要電力計（最大需要電力表示装置付電力量計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。）の表記事項は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一七）による。	**第六百五十六条**　最大需要電力計（最大需要電力表示装置付電力量計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。）の表記事項は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一四）による。
第二目　性能	**第二目**　性能
（性能）	（性能）
第六百五十七条　最大需要電力計の性能は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一七）による。	**第六百五十七条**　最大需要電力計の性能は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一四）による。
第二款　検定公差	**第二款**　検定公差
（検定公差）	（検定公差）
第六百八十条　最大需要電力計の検定公差は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一七）による。	**第六百八十条**　最大需要電力計の検定公差は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一四）による。
第三款　検定の方法	**第三款**　検定の方法
第一目　構造検定の方法	**第一目**　構造検定の方法
（構造検定の方法）	（構造検定の方法）
第六百八十一条　最大需要電力計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一七）による。	**第六百八十一条**　最大需要電力計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｃ一二八三―二（二〇一四）による。
（電子式の最大需要電力計に係る構造検定の方法の試験の省略）	（省略）
第六百八十二条　電子式の最大需要電力計に係る前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。	**第六百八十二条**　前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。
一　耐久性	一　歯車比及びそのかみ合わせ又は表示回路による影響
二　複合電気計器の表示機構	二　連続動作による影響
三　出力機構	三　器差の繰り返しによる影響
四　表示機構の表示回路	四　需要時限
五　器差の繰り返しによる影響	［新設］
六　需要時限	［新設］
（電子式の最大需要電力計以外のものに係る構造検定の方法の試験の省略）	
第六百八十三条　電子式の最大需要電力計以外のものに係る第六百八十一条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。	**第六百八十三条から第七百五条まで**　削除
一　歯車比及びそのかみ合わせ又は表示回路による影響	
二　連続動作による影響	
三　器差の繰り返しによる影響	
四　需要時限	
第六百八十四条から第七百五条まで　削除	